

5 総農家数等

【解説】

ここには、「農林業センサス農林業経営体調査」結果から、農家数、農地所有適格法人である経営体等に関する統計を収録した。

1 調査の概要

「第1 農業の部 1 農林業経営体」の項（3ページ）を参照

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
農地所有適格法人である経営体	農業経営体のうち、農地所有適格法人に該当する経営体をいう。 なお、平成28年4月1日からの改正法の施行に伴い、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業経営を行うために農地を取得できる法人の呼称は、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更された。